

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第 11 号
受付日	平成28年 1月6日
送付日	平成28年 1月7日
答弁受理日	平成28年 2月5日

### 文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	<del>地域社会部</del> 都市整備部

削除

#### 【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

市長戦略「1. 政策プラン(4) みんなで安心安全なまちづくり⑤市総合防災ガイドブックの作製」にて、「平成 29 年度」、「市全体の総合防災ガイドブックを作成し水害や震災に備えます」との記述がございます。

しかしながら、地震災害のゆれやすさと危険度を交野市がマップ化、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を大阪府が指定、大阪府管理の河川の洪水リスクを大阪府が表示、しているものの、交野市管理の河川の洪水リスクを交野市が表示、しておりません。

つきましては、平成 28 年度、交野市管理の河川の洪水リスクを交野市が表示すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第2号（第7条関係）

## 文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年 2月 1日

担当部局： 都市整備部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本景 議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

### 記

交野市管理の河川は準用河川であり、一級河川は大阪府が管理しており、河川の洪水リスクについては、大阪府が表示している範疇で対応可能と考えています。

以上

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成 28 年 第 12 号
受付日	平成 28 年 1 月 6 日
送付日	平成 28 年 1 月 7 日
答弁受理日	平成 28 年 2 月 5 日

## 文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	地域社会部

### 【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

市長戦略「2. 行革プラン(5) 公有地等の活用処分」にて、「未利用の普通財産について、藤が尾(2,181 m<sup>2</sup>)(中略)等を早期に活用処分します。」との記述がございます。

しかしながら、当該公有地は、交野市農産物直売所として活用され、通年での露地栽培野菜だけでなく、春にはイチゴ、初夏にはぶどうやいちじく、秋には栗や柿、冬にはみかんやキウイ、といった交野市内の生産者が出品した新鮮で安心・安全な野菜や果物等を交野市民の皆様提供し、地産地消に多大に貢献しております。また、郷土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、といった農業の有する多面的機能にもつながるものと思料されます。

財政状況は、今後も厳しいと予想され、公有地等の処分はやむを得ぬ側面があるのかもしれないませんが、交野市農産物直売所が果たすべき役割まで「処分」する必要はなく、交野市役所の敷地を含む公有地等を最大限活用し、交野市農産物直売所を支援すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第2号（第7条関係）

## 文書質問書答弁書

回 答 日：平成28年 2月 1日  
担 当 部 局：地 域 社 会 部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本景議員の文書質問について、  
下記のとおり答弁いたします。

### 記

当該公有地の処分に関係し、直売所施設の存続等も含めまして、現在、農業団体と  
検討しているところでございます。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 13 号
受付日	平成28年 1月 6 日
送付日	平成28年 1月 7 日
答弁受理日	平成28年 2月 5 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市庁舎管理規則第5条にて、「庁舎においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。」とあり、同条第7号にて、「公務の円滑な遂行を妨げる行為」との記述がございます。

担当部局職員以外が庁舎の執務スペースへ立入ることは、個人情報や入札情報等の情報漏洩の危険性を有することから、「公務の円滑な遂行を妨げる行為」と思料され、交野市庁舎管理規則に抵触する可能性があります。

一方で、中田仁公前交野市長は、平然かつ頻繁に庁舎の執務スペースへ立入っているのが現状です。当該行為は、交野市庁舎管理規則に反する可能性があると考えますが、ご所見と当該行為への対処をお伺いいたします。

別記様式第2号（第7条関係）

## 文書質問書答弁書

回 答 日：平成28年 2月 1日

担当部局：総務部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

これまでも、庁舎及び個人情報等の適正管理に努めてきたところです。今月からマイナンバー制度が本格的に実施されることに伴い、個人情報等の安全管理の観点から改めて職員以外の執務室の入室に係る基本的な考え方について周知したところです。